

第2章 大田区の特徴

1 大田区の地域性

大田区は、東京都の東南部に位置します。南部には多摩川が流れており、神奈川県川崎市と接しています。面積は23区の中で最大であり、人口においては第3位です。閑静な住宅地もあれば、にぎやかな商業エリアもあり、臨海部には工場や物流施設が集積しているなど、多様な地域性を有しています。都市計画で定める全ての用途地域の指定がされており、正に東京の縮図のようなまちです。

区では、区内を18の特別出張所エリアに分け、18色の緑づくり、国際化施策などそれぞれの地域ごとに特徴を持ったまちづくりを進めております。



町工場の作業の様子

2 利便性の高いまち

区臨海部には、日本の空の玄関口である羽田空港が立地し、年間旅客数は世界第4位となる約8500万人（平成29（2017）年）となっています。

また、区内には、JR東日本の京浜東北線、東京急行電鉄の東横線、池上線、多摩川線、目黒線、大井町線、京浜急行電鉄の本線と空港線、さらに東京モノレールが走っています。道路網においても南北に国道15号線（第一京浜）、国道1号線（第二京浜）が、東西には、環状七号線・八号線が走っており、バスルートも区内隅々まで張り巡らされていて、鉄道、自動車交通ともに利便性の高いまちです。

3 歴史と文化の香るまち

多様な顔を持つ大田区ですが、文化面における「大田区らしさ」とは何でしょうか。大田区内には、石器や土器が多く発掘されているほか、貝塚も点在しており、旧石器時代から大田の地には人々が暮らしていました。

中世、そして江戸時代においては郊外の農村として人々が住み続け、海岸部では、海苔の養殖も盛んに行われ、浅草海苔として販売されておりました。また、東海道があったことから多くの旅人が往来し、大森の土産物として麦藁細工が販売されておりました。

歴史的に見ても、区内には、様々な文化が生まれ、現代に継承されています。そして大正から昭和初期にかけては、馬込文士村と称される馬込、山王地域に多くの文人や芸術家が暮らし、文人同士の交流から新たな作品も生まれてきました。また、当時は松竹蒲田撮影所にて映画が製作され、多くの流行作品が生み出されました。最先端のファッションを着こなす女優が闊歩するなど、まさに流行の発信地であり、文化の拠点といえる地域でした。



大森の海苔漁場（昭和35（1960）年）

4 多様な文化施設

大田区では、平成27（2015）年の文化振興プランの策定以前から、区民プラザ、区民ホール・アプリコなどの文化施設を拠点として、舞台芸術や美術等の鑑賞機会を提供してきました。特に演劇、ジャズ、落語につ



川瀬巴水「池上市之倉」(夕陽)

いては長年取り組んでおり、大田区の文化振興の特長となっているといえます。平成 27 (2015) 年のプラン策定後には、これら事業に加え、体験型の事業や学校・地域へのアウトリーチ事業など、文化施設の枠を超えた体験・創作・発表の場の提供を行い、さらには区内の作家・アーティストとの連携や若手芸術家の育成にも取り組んでいます。

区ではまた、日本画家・川端龍子や書道家・熊谷恒子などの大田区ゆかりの芸術家・作家の足跡や作品を保存・発信・活用するため、アトリエや住居を保存した記念館を設置するほか、伝統工芸の保存・継承の取り組みも行っています。さらに郷土博物館では、大田区に関する考古・歴史・民俗資料を保存・展示しているほか、海外でも評価が高い版画家・川瀬巴水の作品も数多く所蔵しており、広く地域文化の発信に取り組んでいます。

5 創造性をエネルギーとするまち

産業分野において、大田区には金属加工をはじめ、高度な技術を有する企業が数多く集積し、創造的に加工・製造技術を磨いています。また商店街も数多くあり、個々の商店では、創意工夫に満ちた取り組みや商品を生み出しています。

また、大田区文化祭や大田区在住作家美術展など、区民作品の発表の場となる事業が行われています。最近では工場跡地を活用したアートスペースが

見られるほか、漫画やアニメーション（以下、「アニメ」という）を活用したイベントやコスプレイベントも行われており、文化面においても高いポテンシャルを有するまちです。

このように大田区は、過去から現在に至るまで新たなものを取り込み、それを糧に“創造性”をエネルギーとして発展してきたまちといえます。その創造性は、現在も引き継がれています。



羽田神社夏季例大祭

6 大田区における文化の定義

文化を最も広くとらえると、およそ人間と人間の生活にかかわることのすべてを意味するとされています。これまで大田区では文化を、すべての人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものとして、文化芸術振興基本法*の対象範囲を参考に定義してきました。

現在の文化芸術基本法では、文化の概念として、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物及びレコード等、文化財、地域における文化芸術、国際交流の各分野が挙げられています**。

大田区では文化をここに挙げた分野にかかわらず幅広くとらえ、また、今後生まれてくる新しい文化も視野に入れて振興していきます。

*文化芸術振興基本法は、平成 29 (2017) 年に文化芸術基本法に改正されました。

** 次のページに文化芸術基本法における文化の概念を示します。

「文化芸術基本法」における文化の概念

- ①芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術）
- ②メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- ③伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ④芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
並びに出版物及びレコード等
- ⑥文化財（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ⑦地域における文化芸術（各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び
民俗芸能）
- ⑧国際交流（文化芸術に係る国際的な交流及び貢献）